

## 五所川原市生涯スポーツ推進協議会会員派遣指導事業実施要綱

### 五所川原市教育委員会スポーツ振興課

#### (趣旨)

第1条 五所川原市生涯スポーツ推進協議会会員（以下「会員」とする。）を地域に派遣し、スポーツに取り組むきっかけづくりとスポーツの楽しさを知ってもらうため、誰でも取り組みやすい軽スポーツを体験させる機会を提供する。

#### (事業対象)

第2条 事業を実施する対象は、次のとおりとする。

- (1) 五所川原市内に住所を有する団体・グループで、市内小中学校、各地区団体、企業等で行うスポーツレクリエーション事業などを対象とする。
- (2) 会員を派遣する場所は、以下のとおりとする。
  - ア 公共施設
  - イ 地域の会館や広場
  - ウ その他会長が認める施設等

#### (指導種目)

第3条 会員が指導する種目は、ニチレクボールやソフトバレーボールなどの別表1（軽スポーツ競技種目一覧）に記載されている軽スポーツ、その他会長が認めた種目とする。

#### (事業の実施)

第4条 事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請者（以下「申請者」という。）は、五所川原市生涯スポーツ推進協議会会員派遣申請書（様式第1号）により会長に会員の派遣を申請するものとする。
- (2) 会長は、前項規定により会員の派遣申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めたときは、派遣する会員を決定し、当該会員へ通知した後、五所川原市生涯スポーツ推進協議会会員派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (3) 派遣された会員は、実施した指導概要等を五所川原市生涯スポーツ推進協議会会員派遣事業報告書（様式第3号）により、会長に報告するものとする。

(その他)

第5条 事業の実施にあたっては、次により行うものとする。

(1) 派遣指導員数は、2人以上とする。

ただし、事業参加者数が30人以上の派遣指導については、参加者数に応じて派遣指導者数を別表2(派遣指導者数一覧)のとおりとする。

(2) 派遣料は、1日につき指導員1人あたり1,500円とする。

(3) 会員への支払い方法については、会長と協議して決定する。

(4) 会員の入場料や会員の傷害保険等の実費相当分は、申請者の負担とする。

(5) 派遣する業務内容は、実技指導とする。

(6) 派遣申請書は、実施日の3週間前までに会長あてに提出するものとする。

(7) 事業に必要な会場は、申請者が準備するものとする。

(8) 政治・宗教・営利を目的とする活動と判断したときは、会員を派遣しない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表 1

## 軽スポーツ競技種目一覧

No	種目	場所
1	グラウンド・ゴルフ	屋内・屋外
2	ターゲット・バードゴルフ	屋内・屋外
3	ニチレクボール	屋内
4	ユニバーサルホッケー	屋内
5	インディアカ	屋内
6	キンボール	屋内
7	クロリティー	屋内
8	ラケットテニス	屋内
9	シャッフルボード	屋内
10	ダーツ	屋内
11	フリーブロー	屋内
12	スカイクロス	屋内・屋外
13	ドッチビー	屋内
14	frisbee版ストライクアウト	屋内
15	ビーンボーリング	屋内
16	モルック	屋内・屋外
17	ふらばーるバレーボール	屋内

別表 2

## 派遣指導者数一覧

事業参加者数	派遣指導者数
30～45 人	3 人
46～60 人	4 人
61～75 人	5 人
76～90 人	6 人
76～105 人	7 人